

社会福祉法人宝山寺福祉事業団

役員等の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人宝山寺福祉事業団（以下「法人」という。）定款第23条の規定に基づく役員等の報酬等の支給基準として、役員等の報酬及び実費弁償等について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程でいう役員等とは、法人の理事、監事、評議員、総裁、顧問、評議員選任等委員会委員、苦情対応第三者委員会委員その他法人理事長が委嘱する委員会委員をいう。

(会議への出席報酬)

第3条 役員等が、理事長が招集する必要な会議に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

- 2 交通費の実費が、10,000円を超える場合には、その実費相当額を前項とは別途に支払うことができる。
- 3 宿泊を要する場合は、一泊13,000円を別途に支払うことができる。

(理事及び評議員の報酬)

第4条 理事が、理事会の開催日以外の日において、理事長の命を受けて法人業務及び事業の運営のための業務に従事した場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

- 2 評議員が、評議員会の開催日以外の日において、理事長の命を受けて法人及び事業の運営のための業務に従事した場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
- 3 前各項の場合に、交通費の実費が、10,000円を超える場合は、前条2項をまた宿泊を要する場合は前条3項を準用する。

(監事の報酬)

第5条 監事が、法人及び事業の運営状況の指導又は監査の業務に従事した場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

- 2 交通費の実費が、10,000円を超える場合は、第3条2項をまた宿泊を要する場合は第3条3項を準用する。

(総裁及び顧問の報酬)

第6条 顧問が理事長の依頼を受けて必要な会議等に出席した場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

(委員の報酬)

第7条 委員が理事長の命を受けて必要な委員会に出席若しくは必要な業務に従事した場合は、別表1若しくは別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

(出張旅費)

第8条 役員等が、法人業務のため県外に出張する場合は、別表3により報酬及び旅費を支給することができる。

2 交通費の実費が、10,000円を超える場合は、第3条2項をまた宿泊を要する場合は第3条3項を準用する。

(適用除外)

第9条 法人施設の職員(施設長を含む)を兼務する役員等には、実費弁償費を支給しない。

(改正)

第10条 この規程の改正は、理事会の議決を経なければならない。

附 則

この規程は、平成25年9月1日から施行する。

改正 平成29年3月23日改正施行する。

別表1（第3条、第7条関係）

名 称	報酬1日	実費弁償費
理事の出席報酬等	7,000円	3,000円
評議員の出席報酬等	7,000円	3,000円
監事の出席報酬等	7,000円	3,000円
顧問の出席報酬等	7,000円	3,000円
委員の出席報酬等	5,000円	3,000円

（ただし、金額は源泉所得税控除後のものとする。以下、別表2及び3において同じ。）

別表2（第4条、第5条及び第7条関係）

名 称	報酬1日	実費弁償費
理事及び評議員業務報酬等	7,000円	3,000円
監事監査指導報酬等	7,000円	3,000円
委員の業務報酬等	5,000円	3,000円

別表3（第8条関係）

名 称	報酬1日	旅 費
報酬及び旅費	10,000円	3,000円